

財産形成期日指定定期預金規定

1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、年1回以上定期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは一口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ財産形成期日指定定期預金ご契約の証（以下「ご契約の証」という。）を発行し、預入れの残高を6か月に1回以上書面により通知します。

2. (預金の種類)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。

3. (自動継続等)

- (1) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) 前記(1)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても前記(1)および(2)と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を申出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - ①満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。
 - ②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。
- (2) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの期間および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
 - ①1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満利率」

②2年以上の場合 当組合所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という。）

(2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 継続された預金の利息についても前期(1)および(2)と同様の方法によります。

(4) この預金を財産形成預金共通規定第3条第1項により満期日前に解約する場合、および同共通規定第3条第2項、第3項により解約する場合は、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①6か月未満	解約日における普通預金の利率
②6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は100円とします。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、このご契約の証とともに当店へ提出してください。なお、財産形成預金共通規定第3条第2項、第3項により解約する場合は、当組合は相当の期間をおき、必要な書類の提出、または、保証人を求めることがあります。

(2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の一部に相当する金額を払戻請求することができます。この場合、一口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

①同一口座に複数の預金がある場合は、預入日から解約日までの日数が多いものから解約します。

②前記①で、解約日においてすでに満期日の到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。また、預入日から日数が同じ預金がある場合は、金額の大きいものから解約します。

7. (退職、転職時等の取扱)

(1) 退職等の事由により勤労者でなくなった場合には、この預金は次により取扱います。

①当該事由の生じた日（以下「退職等の日」という。）において、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から2年を経過していない預金については、前記2の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日の前日に満期日が到来するものとします。

②退職等の日以後、最長預入期限（前記①で定める満期日を含む）における自動継続を停止します。

(2) 転職、転勤、出向により財形貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当

該事由の生じた日から6か月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

8. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当組合所定の書面によって当店に申し出てください。

9. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示・当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

10. (規定の交付)

(1) 規定の交付について、印刷した規定の配布、もしくは、当組合ウェブサイト（ホームページ）への掲載等の方法により行うこととします。

(2) 印刷した規定の交付を特に希望する場合は、当組合窓口へ申し出てください。

この預金は、本規定のほか「財産形成預金共通規定」が適用されるものとします。

以 上
(2020/04/01 現在)